

山口市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の2第1項の規定を踏まえ、山口市地域自立支援協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援の適正な実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワークの構築を推進し協議する機関として、山口市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援に関すること。
- (2) 障がい児の支援に関すること。
- (3) 障がい者の居宅生活支援に関すること。
- (4) 障がい者の施設生活支援に関すること。
- (5) 障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 処遇困難な障がい者への対応に関すること。
- (7) 山口・防府障害保健福祉圏域の市町が設置する地域自立支援協議会及びその他の障害福祉に関するネットワークと連携を図ること。
- (8) その他、障がい者の自立に関し必要と認められること。

(組織)

第4条 協議会に、次に掲げる部会を設ける。

- (1) 総合部会
- (2) 企画運営委員会
- (3) 相談支援部会
- (4) こども部会
- (5) 居宅支援部会
- (6) 施設支援部会
- (7) 就労支援部会

(部会の構成)

第5条 総合部会の委員は、山口市障がい福祉施策懇話会懇話会委員、第4条第1項第2号に掲げる部会の委員長及び同条第1項第3号から7号に定める部会の部会長をもって構成する。

2 企画運営委員会の委員は、相談支援部会、こども部会、居宅支援部会、施設支援部会、就労支援部会の部会長及び副部会長をもって構成する。

3 相談支援部会の委員は、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業者、教育機関、関係機関、行政機関をもって構成する。

4 こども部会の委員は、児童通所サービス提供事業者、相談支援事業所、教育機関、関係機関、行政機関をもって構成する。

5 居宅支援部会は、障害者就業・生活支援センター、居宅介護事業者、生活介護事業者、自立訓練事業者、地域生活支援事業者、共同生活援助事業者、相談支援事業者、教育機関、関係機関、行政機関をもって構成する。

6 施設支援部会は、施設入所支援事業者、相談支援事業者、教育機関、関係機関、行政機関をもって構成する。

5 就労支援部会は、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者、就労継続支援事業者、教育機関、相談支援事業者、関係機関、行政機関をもって構成する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 この要綱の施行後、初めて委員となる者の任期は、前2項の規程にかかわらず平成23年3月31日までとする。

(会長及び副会長等)

第7条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、総合部会の部会長をもって充てる。

3 副会長は、総合部会の副部会長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

6 部会の役員及び運営に関する事項は別に定めるものとする。

(会議)

第8条 協議会は、第3条に定める事務を遂行するため次の会議を開催する。

(1) 総合部会会議

(2) 企画運営委員会会議

(3) 相談支援部会会議

(4) こども部会会議

(5) 居宅支援部会会議

(4) 施設支援部会会議

(5) 就労支援部会会議

(6) 定例会議

2 会議の開催に関する規定については、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、山口市障がい者基幹相談支援センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。